

学校長宛て

タブレット端末等に関する同意書（令和5年度改訂）

1 タブレット端末等の貸与について

- (1) 目的 児童・生徒の学習（他の目的には使用しません。）
・壁紙やブラウザ設定については、学校で定めた決まりに準拠します。
- (2) 貸与品 タブレット端末、キーボード付きカバー、ACアダプター、タッチペン
・タッチペンの電池交換については、学校で対応し交換します。
- (3) 使用者 児童・生徒及びその保護者（他者に転貸しません。）
- (4) 返却 転校や卒業時
- (5) 充電 使用者の負担にて、各家庭で行います。

2 個人情報の取扱いについて

インターネット上に個人情報を掲載しない等、個人情報の取扱いに細心の注意を払います。目的外の使用により、個人情報の漏洩等が生じたり、トラブルに巻き込まれたりした場合に、学校及び中央区教育委員会がその責任を負わないことに異議ありません。

3 貸与品内の情報について

- (1) 学校及び中央区教育委員会が必要と認めた場合、タブレット端末の操作記録にアクセスすることを承諾します。
- (2) タブレット端末の紛失・盗難時等に、タブレット端末の位置情報を取得・確認することを承諾します。

4 貸与品の故障・破損・紛失・盗難について

- (1) 貸与品は大切に扱い、故障・破損・紛失・盗難があった場合は、速やかに学校へ連絡します。故障等が故意・重過失によるものと認められた場合、保護者が修理・交換等の費用を負担します。
- (2) 預かり修理となった場合、学校から発行される「タブレット端末及び周辺機器修理依頼票」を記入し、担任まで提出します。

5 その他、貸与品の取扱いについて、学校の指示に従います。

私たち（保護者及び児童・生徒）は、以上の事項を守ることを約束し、貸与品の交付を受けます。

令和___年___月___日

保護者名_____

児童名_____（_____年度入学）※ 西暦

※各家庭で、本同意書のコピーを取り、大切に保管してください。